

会報 くしろ



オホーツク・訓子府



発行所

釧路市宮本1丁目2番4号
釧路土地家屋調査士会
TEL.0154-41-3463

編集

広報部

制作

(株) 藤プリント

第118号

□ 目 次 □

○御挨拶 釧路土地家屋調査士会 会長 丸尾 教 綱…………… 3

○御挨拶 釧路地方法務局 局長 村 井 誠…………… 4

○御挨拶 釧路司法書士会 会長 佐 渡 正 幸…………… 6

○御挨拶 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 瘡 師 敏 幸…………… 7

○日調連理事になって一年 日本土地家屋調査士会連合会 理事 松 田 整…………… 8

○「この人は民法改正を押さえているな」と思われるために
釧路土地家屋調査士会 顧問弁護士 箕 島 弘 幸…………… 9

○私の土地家屋調査士への動機は 釧路土地家屋調査士会 釧路支部 中 村 圭 佐……………10

○地域での活動 釧路土地家屋調査士会 十勝支部 小 林 誉……………11

○ネット“詐欺被害”に遭う 釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部 長 岡 秀 和……………12

○北海道ブロック協議会定時総会報告
釧路土地家屋調査士会 理事 加 納 芳 郎……………13

○オンライン申請のすすめ 釧路土地家屋調査士会 業 務 部……………14

○会のうごき……………16

○会員異動……………17

○編集後記……………17



表紙は語る
7月下旬から8月上旬にかけて見かける麦稈ロールづくりの光景

訓子府町の提供



御 挨拶

釧路土地家屋調査士会

会 長 丸 尾 教 綱

釧路土地家屋調査士会 令和2年度定時総会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日の定時総会を行うに当たり、大変お忙しい中また緊急事態宣言が発令されているこの未曾有の出来事の中、ご出席いただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、会員の皆様方には日頃より、本会の会務運営に対しまして様々なご支援、ご協力をいただいておりますこと、この場をお借りして重ねてお礼を申し上げます。

令和2年は、昭和25年に土地家屋調査士法が制定されてから70周年となります。本年10月には連合会が旗振り役となり、東京国際フォーラムにて周年事業のシンポジウムが計画されていますので、是非お立ち寄り下さいますようお願い申し上げます。

ここで「法14条地図作成作業」の動向についてお話をさせていただきます。昨年度は、帯広市新町地区・緑ヶ丘地区で2年目作業が終了しまして「確定率が99%超」と作業に携わっていただいた会員の皆様にはこの場を借りて厚くお礼を申し上げます。

本年度は北見市西富町地区・美山町南地区が対象となっていますが、この新型コロナウイルス感染拡大の影響で2年目作業である「住民説明会・1次立会」が中止・延期になるなど、受託された皆様におかれましては「この先の作業スケジュールの遅延が心配になっているところでは」と案じております。体調に気を付けられ、タイトな作業日程を乗り越えていただきたいと祈念いたします。

また1年目作業として、釧路市宮本町付近が「作業対象地区」と伺っており、落札を目指して「公嘱協会様」が入札参加されると思っておりますが、数年前から作業班の減少や作業担当者の高齢化が喫緊の課題として取り上げられております。

先程、釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会様の

総会挨拶でもお話をさせていただいたのですが、「各支所1～2名ほどの専属チームを編成して、各支所を巡回し作業受託をするような方法は如何でしょうか」とご提案させていただきました。何故このようなことをお話したかと言いますと、所属社員の多い十勝でも昨年の現場担当者の平均年齢が60歳で担当者の固定化が顕著であり、遠くない将来他の支所からのご協力がないと、業務量をこなせるだけの作業班を確保することが難しいとも考えているからです。各支所とも社員は微増していますが、根本的な解決にはほど遠いと思います。数多くの会員様が公嘱協会へ入会されますようお願いしております。

続いて昨年11月から始まった「調査士報告方式」（完全オンライン方式）のお話をさせていただきます。これは非常に便利です。

私も最初は図面添付のない「申請」から始めたのですが、往復小1時間の時間短縮が可能で非常に便利でしたので、直ぐに図面添付の「申請」もこれに移りました。これによりここ3ヶ月近く、乙号申請以外では帯広支局に顔を出しておりません。近間の私でも便利なのですから、法務局から遠方の方には特にお薦めいたします。

尚、釧路会独自の「完了証用紙」も2種類揃えましたので、是非ご使用下さいますようお願い致します。

話は変わります。再委託に関する件です。昨年度、釧路地方法務局管内の45市町村に「分離発注のお願い」として文書を送付いたしました。詳細な問合せがあった自治体は1つで、直接訪問をして打ち合わせをさせていただきましたが、こちらの思いとは裏腹に「ご理解いただけなく残念」な結果になってしまいました。

他会の状況をお伝えしますと、昨年からは函館市で

は、登記に関する一筆地ものは既に公嘱協会に「全部発注」され、旭川市でも「入札」に参加して業務を受託したケース、用地測量の分離発注も数件出ているとお聞きしています。そしてつい最近ですが、札幌市・江別市でも分離発注が決定したと伺っています。

本会でもこうした「嬉しい報告」が出来るよう、更なる頑張りが必要です。皆さまのお力添えをいただきたいと考えておりますので、何卒ご協力のほど、

宜しくお願い致します。

結びになりますが、ご参会の皆様のご健勝と本会の益々の発展、そしてこの厄介な感染症の早期終息を祈念致しまして、簡単措辞ではございますが、挨拶とさせていただきます。

追記

令和2年5月22日、多数の委任状出席により定時総会が無事終了いたしましたこと、この書面をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。



御 挨拶

釧路地方法務局

局 長 村 井 誠

令和2年度釧路土地家屋調査士会定時総会の開催に当たり、一言お祝いとお挨拶を申し上げます。

釧路土地家屋調査士会及び会員の皆様には、日頃から不動産表示登記を始めとする法務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、改めて厚くお礼申し上げます。

また、今日の複雑・高度化する経済社会にあって、不動産登記の礎である表示に関する登記業務を担っている皆様の役割は、ますますその重要性を増し、国民からも大きな期待が寄せられているところでございます。

皆様には、今後とも社会的使命を深く認識していただき、制度の発展に、より一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、目まぐるしく変化する社会情勢に的確に対応するために、法務局で諸種の取組を行っていますが、これらの取組の一端について申し上げたいと思います。

はじめに、相続登記の推進についてですが、近年、

所有者不明土地の存在が、各種の公共事業の用地取得や災害の復旧・復興事業の実施など、様々な場面で問題となっており、所有者不明土地等の解消は、政府の重要施策として位置付けられています。当局においては、相続登記の促進の一環として、平成30年度から「長期相続登記等未了土地解消作業」を、令和元年度から「表題部所有者不明・土地解消作業」を実施しており、表題部所有者不明土地解消作業におきましては、会員の皆様には所有者探索委員として関与していただく場合がありますので、御協力よろしくお願いたします。

次に、「オンライン申請の利用促進」についてであります。

貴会会員の皆様には、積極的にオンライン申請を御利用いただき感謝申し上げます。その結果、年々当局の利用率は増加傾向にあり、当局管内における平成31年の不動産登記オンライン申請利用率は61.3パーセントとなっております。

しかし、全国的には、他局のオンライン利用率の

伸び率が大きいことから、当局管内は決して高い利用率とはいえない状況にあります。会員の皆様には、昨年11月11日から運用を開始したいわゆる「調査士報告様式」を活用いただくなど、オンライン申請に御協力をお願いします。

また、本年1月には、オンライン申請をすることにより、登記事務の効率化に大きく寄与する仕組みとなっている登記情報システムのV30システムが導入されており、オンライン申請の利用について、なお一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、地図作成及び筆界特定についてであります。

いわゆる「平成地籍整備の方針」に基づき、平成16年度から、全国の都市部の地図混乱地域を対象として地図作成作業を実施しているところであり、本作業は、表示に関する登記事務を適正・迅速に処理する上での重要な施策であるとともに、土地家屋調査士制度を地域社会にピーアールする絶好の機会でもあります。

当局におきましても、昨年度は、帯広支局管内の帯広市新町地区及び緑ヶ丘地区の0.57平方キロメートル、2,294筆について2年目作業を実施し、99パーセントを超える確定率で登記所備付地図を作成することができました。

作業に携わっていただいた会員の皆様に対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

本年度は、北見支局管轄の北見市西富町地区及び美山町南地区について2年目作業を実施しているほか、本局管内の釧路市宮本町地区及び弥生町地区に

ついて、1年目作業を実施する予定としております。

また、筆界特定事件については、平成18年1月の制度創設以来、令和元年末までに全国で約35,000件の申請がされ、法務局としては大きな手応えを感じているところではありますが、当局管内におきましては、申請件数が103件と少なく、制度の周知が非常に大切であると考えております。

そこで、国民からの筆界及び境界問題に関する相談に対し、筆界特定制度、土地家屋調査士会ADR制度及びその他の解決方法について、適切な助言等を行うとともに、両制度に対する理解を深めることを目的として、平成30年11月1日から表示登記専門官が配置されている本局、帯広支局及び北見支局に「釧路地方法務局及び境界問題解決支援センター道東合同による筆界・境界問題に関する相談所」を開設しております。両制度の周知とともに、国民の皆様が利用しやすい制度となるよう、会員の皆様と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上、法務行政をめぐる情勢の一端について申し述べましたが、法務局には、「新たな行政需要に積極的に対応すること」が求められておりますので、会員の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年は、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えることに対しお祝い申し上げますとともに、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心から祈念申し上げます。私からのお祝いの言葉とさせていただきます。



御 挨拶

釧路司法書士会

会 長 佐 渡 正 幸

釧路土地家屋調査士会の会員の皆様におかれましては、日頃より釧路司法書士会(以下、当会という。)の充実発展のために大変ご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。この場をお借りし、当会を代表し感謝御礼を申し上げます。

さて、本年当初から発生いたしました新型コロナウイルスの感染拡大ですが、未だにその終息の目途も立たず、首都圏においては一層拡大傾向にあり、この道東においても決して油断出来ない状況下にあります。そして、その新型コロナウイルスの感染拡大防止により、本年度は貴会の総会に出席することが叶わず、大変残念なこととなってしまいました。来年度からは、貴会の総会開催地及び開催日に合わせて、当会としても十勝にて開催する変更を総会にて決定いたしましたので、来年度はこの新型コロナウイルスが終息し、お互いに十勝にてお会いできることを心より願っております。

本年度は、貴会並びに当会においては、その法の中に使命規定が制定され、業務としてより一層の専門性を発揮し、国民の権利擁護と自由かつ公正な社会の形成に寄与していなければならなくなりました。そのためには、業務研修の充実は不可欠であり、貴会との協力関係のもと、より多様化した社会に対処するために、司法書士のより一層の専門性と高い職業倫理を涵養し、共に国民から寄せられる信頼に応えていかなければと思っております。

さて、本年7月10日より「法務局における自筆証

書遺言書保管制度」が開始され、法務局においても自筆証書遺言書を保管することが出来るようになりました。我々司法書士としては、今後10数年続くであろう「相続大時代」に備え、相続手続きの専門家として、また市民の身近なくらしの法律家として、新しい制度の利用についての市民サポートは勿論、相続手続において我々司法書士がより一層市民に対して安心と満足を与える存在となるよう精進していく所存です。

当会としては、貴会の皆様とともに、制度改革及び業務の充実発展のため、今後もより一層の協力関係を強化し、積極的に活動してまいりますので、忌憚のないご意見、ご要望を賜り、今後もなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、貴会の今後ますますのご発展と、会員皆様のご健勝をご祈念申し上げ、挨拶の言葉といたします。



御 挨拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 瘡 師 敏 幸

令和2年度第35回通常総会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

社員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、本日の総会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。社員の皆様には、日ごろより、当公嘱協会の運営活動につきましてご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

昨年の第34回通常総会において前算理事長から引継ぎしてから一年が過ぎ、平成31年度の事業計画の基本方針にありますとおり、官公署から依頼により、その専門的能力を結集して登記に必要な調査や測量、又は登記の嘱託等を適正、かつ迅速に処理することにより、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与する事業を行ってまいりました。

このことで公益目的事業の法14条地図作成作業をはじめ、農林水産省経営局からの国有農地測量・境界確定委託業務、及び北海道総務部於いては道有地分筆測量業務を年度内に無事、完了することができました。担当社員様のご協力に感謝申し上げます。詳細については総会議案書の事業報告に記載させていただきましたのでご確認願います。

今年度の地図作成作業であります2年目作業が北見市西富町・美山町南地区の0.62km²で2,458筆であります。昨年度の帯広市での筆界承諾確定率は約99%で完了しましたので、それ以上での確定率を目指して担当社員には更なるご尽力をお願いします。又、1年目作業の基準点測量は釧路市宮本町・弥生町地

区において作業を行う予定であります。

今はわが国においては新型コロナウイルス感染拡大防止のため緊急事態宣言が発令されたことを受け、今後の業務の進捗が懸念される状況にあります。今後の地図作成業務及び登記に必要な調査業務等においては担当社員には工程管理を再度確認しながら、安全確保等の注意を払い作業をお願いする処であります。

近年は社員が高齢化しており、今後は協会単位で測量作業に参加できる社員を選任することと、若手社員の管理責任者の育成であります。そのことを踏まえて協会として地図作成作業の内容を検討し、作業の効率化・情報の共有化・情報管理の重要性に鑑み、作業要領の統一化が必要であると考えております。

分離発注においては昨年11月8日に「分離発注時の本会、公嘱協会の受託体制について」と題して、本会と情報及び意見交換を活発に行える機会を設けて頂きました。今後は官から選択される協会に相応しい組織となるため、その設立趣旨に沿った事業の受託や組織の運営のために必要な情報提供と関係部署への陳情等を行うことと、効率的な会務運営に努めてまいります。

結びに、本日この総会にご参会の皆様のご隆盛とご健勝をご祈念申し上げます。本総会のご挨拶とさせていただきます。

日調連理事になって一年

日本土地家屋調査士会連合会

理事 松田 整



昨年の6月に日本土地家屋調査士会連合会理事となり1年が経過しました。釧路会では業務・社会事業部を担当した期間が長かったので、日調連では社会事業部に希望を出し希望通りの配属となることが出来ました。令和2年度の社会事業部の業務分掌は、登記所備え付け地図作成作業に関する事、ADRに関する事、防災・災害対策に関する事、国土調査法第19条5項に関する事、業務拡充に関する事などがあります。

又、日調連の組織としては各種委員会が多数あり、私はその中で社会事業部所管の地図対策室の委員を担当しています。こちらは、各ブロック協議会から招集された委員が上記の分掌業務を更に情報収集する委員会となります。各種会議で東京に行く頻度は月1回ないし2回です。1回の出張が2泊3日となり（毎回会議の前日に東京に行ってます。会議当日に飛行機が飛びませんでしたのですまないで…）、出張中は残してきた仕事が一步も進まないのが業務の調整が大変です。釧路会の会議・会務とのバッティングも多々あります。しかしそこは丸尾会長の了解を得て日調連優先とさせていただいています。北海道ブロック協議会においては、日調連理事は2名であり1名は札幌会が常駐し、もう1名を函館会、旭川会、釧路会にて輪番制で担当する事になっています（通常2期4年）。なので私の任期が終ると8年後には釧路会から日調連理事を送り出す事となります。改めて思う事ですが、釧路会から外に出てみると会の事も以前より更に深く見えてくる事もあります。なので他会の情報などを伝達することも責務と思っています。丸尾会長より釧路会副会長を拝命されている身ですので、釧路会の会務もしっかり行っていきます！

日調連社会事業部の業務分掌

- ・登記所備え付け地図作成作業に関する事
今年度中に法第14条地図作成作業マニュアルの改訂版を発刊いたします。
- ・ADRに関する事
筆界特定制度とADRとの連携、ADRセンターの機能強化、認定土地家屋調査士の業務拡充などを日々検討しています。
- ・防災・災害対策に関する事
災害被害の際、行政が行う被害家屋認定などに土地家屋調査士が積極的に介入し、活動を行っている単位会があります。災害等に関するこれからの土地家屋調査士会の在り方等の情報収集・検討を行っています。
- ・国土調査法第19条5項に関する事
同条に関する土地家屋調査士関連情報の収集、関わり方の研究、検討を行っています。
- ・業務拡充に関する事
北海道ではあまり問題となりませんが、全国的には4m以下の道路に隣接する住宅建築問題が累積しています。緊急車両が通行できない等の防災に関する観点からも狭あい道路解消業務に関する情報収集及びその促進を行っています。公共調達の促進を行っています。

「この人は民法改正を押さえているな」と思われるために



釧路土地家屋調査士会
顧問弁護士 箕島 弘 幸

世の中が新型コロナウイルス（Covid-19）で混乱している中、令和2年4月1日を迎えました。

そして、予定通り、改正民法（債権法の改正）が施行されました。

基本的な法律の大改正はめったにないため、ニュースで大きく取り上げられてもおかしくなかったのですが、新型コロナウイルス問題に埋もれてしまいました。世間に広く浸透する機会を逸したのは残念なことです。

今回の改正は多岐かつ細かな部分に及んでおります。改正に備えて準備をした法曹関係者（裁判官、弁護士）でも、しばらくは条文を丁寧に確認しながら事件処理にあたる日が続くと思います。

改正民法では、基本的な用語例や数字にも変更が加えられています。基本的な用語例や数字について改正を踏まえた話ができれば、「この人はきちんと法律の勉強をしているな」と思われ、信頼を得ることにつながるでしょう。

今回は、さらりと触れることで民法改正を押さえていることが伝わる基本事項を3つご紹介します。

1 「法定利率」の改正

改正前民法の法定利率は「年5分」とされ（改正前民法404条）、さらに商行為によって生じた債務の法定利率（商事法定利率）は「年6分」とされていました（改正前商法514条）。

このたびの改正で、法定利率は「年3パーセント」（現民法404条2項）となり、商事法定利率は廃止されました。また、割合を示す文言も「分」から「パーセント」に変更されています。

現行法の法定利率では緩やかな変動制が採用され、3年ごとに見直されます（現民法404条3項～5項）。次の見直し時期は令和5年4月1日です。

2 「瑕疵担保責任」→「契約不適合責任」

改正民法では、「瑕疵」（改正前民法570条、634条等）という用語は使われなくなり、「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない」という表現に変わりました（現民法566条、636条等）。「瑕疵担保責任」と呼ばれていたものは、「契約不適合責任」に変わっています。「瑕疵担保責任」と「契約不適合責任」は、厳密には異なる内容を含むのですが、とりあえずおおむね同じものと理解して支障ないでしょう。

将来的には、「瑕疵担保責任」という用語を無自覚に使うと、「民法改正についてこられていない古い人」と思われてしまうかもしれません。

3 消滅時効の「中断」→「更新」

会報への寄稿の際や研修の機会に繰り返しご案内したとおり、消滅時効に関するルールが大改正され、消滅時効期間や用語例にも変更が加えられました。

例えば、改正前民法では時効期間の進行を0に戻すことを「中断」と呼びましたが（改正前民法147条）、現民法では「更新」（現民法147条、148条、152条）と呼びます。

…と頭では理解しているつもりなのですが、長年体に染みついた用語は簡単には変えられません。法律相談などで依頼者に説明する際、未だに「時効の中断」と口をついて出てきてしまいます。先日、改正民法の勉強会に行った際、講師を務める裁判官も、「時効の中断」と口走り、あわてて訂正していました。「三つ子の魂百まで」とはよく言ったものです。

「民法改正についてこられていない古い人」と思われないう、はちまきを締め直さなければいけないと思っております。

私の土地家屋調査士への動機は

釧路土地家屋調査士会 釧路支部

中村圭佐



昭和48年（1973年）、桜の花びらが散り、道路一面が絨毯のようになっていた。

東京地下鉄銀座線後楽園の駅から大学理工学部の校舎まで、公園をショートカットして徒歩3分位かな。理工学部正門は閉じられている。横の通用門より学内に入ると畳4枚程度の板に赤、青のペンキで学生運動のアジテーションや檄文が書かれ、立てかけてある。当時の学生運動は下火となっていたが、学内は学費値上げの余波がまだ続いていた。80人程度入る教室で、授業を受けてる最中にも突然、中核、社青同等組織ごとのヘルメットをかぶり、顔にタオルを巻き角棒を持って、乱入してくる。マイクでアジテーションして、数分後には教室を出て行きます。

東京に出る事に憧れ、ついに理工学部管理工学科1年生である。釧路では、米も研いだことのない人間が今日から一人、自炊生活が始まった。

本学では、学生運動が尾を引き、2年生か3年生に上がる最終試験も中止となり、レポート提出だった。お陰で、入学から親しくしていた7人の友（全て地方からの出身で東京出身はいない）は、無事進級できたようなものだった。専門専攻は確率・統計論、品質管理である。文系の週休3、4日と異なって休み無しの実験、レポート提出である。

4年生になり、卒業論文の作成、就職先など担当教授1から指導を受けていた。初夏に祖父の容体が悪くなり、祖父の遺言により、土地家屋調査士、司法書士の家業を継ぐように諭され亡くなった。祖父曰く、「この資格を持っていれば人に頭を下げなくても良いぞ。」夏休みの終わりに担当教授に「釧路に帰り土地家屋調査士、司法書士になります。」と伝えると「なんですか、それは」

と言われ、説明出来なかったことを憶えている。卒論を仕上げ無事4年で卒業。同時に専門学校に入る。「畑違い」とはこのことか、と思いながらの勉強でした。当時7人の学友のうち、2人が5年で卒業した。土地家屋調査士の試験では、地元の知っている試験監督官に「時間が無いよ」と言われたことがありましたね。釧路で実務、東京でゼミを受け、苦節昭和53年の試験に合格出来ました。

爾来、人に頭を下げっぱなし、勉強の毎日、実務では未だに悩むことがあります。同業者にも、会にもいろいろと教えていただきました。

大学7人の仲間は卒業し、就職。今は会社を退職し、のんびりと生活しているみたいです。現役仕事人は私一人ぐらい、この仕事は定年がないのが良いのでしょうか。今は7人の仲間で、毎年一ヶ所それぞれの出身地に集まっております。しかし、今年はそれもコロナ禍で中止になりました。

来年、伊勢神宮での集合を楽しみにしております。



当事務所の雑草やっつけ隊

地域での活動

釧路土地家屋調査士会 十勝支部

小林 誉



この度は、私が地域において活動している団体についてご紹介させていただきたいと思います。ある企業の社長からお誘いを受け、NPO法人の副理事長を引き受けてくれないかと秘書の方から連絡がありました。その社長は普段からお世話になっている先輩であることから、NPO法人の内容も確認することなく、二つ返事で承諾させていただきました。何事にも「はい！喜んで！」と言わされる、私にとっては怖い先輩でもあり、いつも気にかけてくれる頼りになる先輩でもあります。承諾した後に「ところで何をやる団体ですか？」と尋ねると、野球を通じて地域を元気にする団体であるという回答をいただきました。具体的には、今後、十勝から甲子園に出場する常連校を育て上げるためのサポートを行い、地域の活性化に寄与できる団体を目指していくという活動法人でした。

その一年後の今から四年前に「特定非営利活動法人Blue redandblue基金」の設立に至りました。設立総会には、十勝管内の中学生指導者を多数お招きし、当法人の設立の趣旨をご理解していただくと共に、今後の活動内容をご紹介させていただきました。中学校を対象とさせていただいたのは、優れた選手の多くは十勝管外からの誘いで、十勝以外の高校に進学してしまうという現状があります。全国の甲子園出場校の中学の出身校を見ても、ほとんどの出場校が他府県からの出身生徒で構成されているのが実情であり、各地域から代表して決戦を繰り広げているとは、決して言えるものではないでしょう。それであれば、この地域で生まれ育った子供たちが、各都道府県の代表として、熱戦を繰り広げた方が、応援にもより力が入ると思いますし、地域が活性化できると考えるからです。そのためには、まずは中学

校に焦点をあて、甲子園に出場できる選手を育てるために、必要不可欠なのが、指導者のレベル向上と生徒たちのレベル向上と夢を現実にするための機会を与えることが法人の役割と考えています。そして、十勝から甲子園に出場する常連校があれば、レベルアップした子供たちが管外に出て行くことも少なくなると考えています。

そこで、プロ野球の指導者をお呼びし、中学生指導者を中心とした講習会と実技指導を行い、指導者のレベル向上を図っております。指導者の方々はまるで童心に返ったかのように、目を輝かせ指導を受けているのを鮮明に記憶しております。

また、中学校の生徒たちに対しては、十勝管内の秋の中体連の新人戦において優勝したチーム全員と監督及びコーチを含め、法人のメンバーが引率して、翌年の春の甲子園に皆を招待する事業を毎年行っております。甲子園はテレビでも興奮しますが、実際に初めて球場で観戦した際には、高校球児の真剣で白熱した熱気を感じて、僕自身も鳥肌が立ったものです。招待した子供たちは、グラウンドで活躍する選手たちを真剣な眼差しで観戦し、自分と数歳しか変わらない選手たちに対し、「憧れから目標」に変わっていく姿を見ることが出来ます。連れてきて本当に良かったと感じる場面です。

今年の春の甲子園では、十勝地区から史上初となる二校出場という快挙が実現しましたが、新型コロナの影響もあり、大会は中止という残念な結果となりましたが、夏には交流試合という形でその二校も甲子園の土を踏むことができます。

新型コロナの影響で、人々の生活様式や価値観が変わりつつある中でも、この活動は変わらず続けて参りたいと思います。

ネット “詐欺被害” に遭う

釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部
長 岡 秀 和



災厄は、向こうからやってくることもあるし、自ら招くこともある。

それは、1月14日にWindows7のサポートが終了するというので、仕事で使用しているソフトをwindows10のパソコンに、IT能力が低いのに自力で移そうと身の程知らずのことをしたのが、そもそもの間違いの始まり。

やはり、うまく事は運ばず、土坪にはまってしまった。窮して藁をも掴む思いで、ネット上を彷徨っていると、パソコンのトラブルを専門家がチャットで24時間相談対応してくれるというサイトを見つけた。有料だが、1トライアル500円で利用できるというので、クレカ払いで利用し無事トラブルを解決することができ、欣喜雀躍。

ところが、である。それから約3ヶ月後の確定申告の時期になって口座の入出金をチェックしていると、“just answer” なるところから3,800円の請求が3ヶ月続いていることに気づく。そう、1月にパソコン操作で窮した際に利用したサイトからの請求だったのです。

つまり、トラブルを解決していたつもりが、新たなトラブルを作ってしまったのです。自分は1回限りのトライアルのつもりだったのに、実に巧妙に、いつのまにか月額会員にさせられていたのです。

just answerと交渉を試みるも、アメリカから請求されているようで、手も足もだすことができない。結局クレジットカードを解約することでしか、この難を逃れることができませんでした。

いい教訓になりました。ネットで調べてみると、10数年前から悪名高いサイトらしいのですが、何故

か悪評が伝わらず、生き延びていて。私のような、飛んで火にいる夏の虫のような人があとをたたないわけです。

そのほかにも、こんな事がありました。前記の解約したクレカは、登記情報の利用で使用していたので、2回ほど急場しのぎでR銀行系のデビット機能付きのクレカを使用したところ、利用金額以上に引き落とされてしまい、R銀行や民事法務協会に連絡したが、なぜ利用金額以上に引き落とされたのか原因不明。結局2ヶ月後ほどしてお金は、なんとなく戻ってきましたが、怖くなってこのクレカの使用をやめました。

ネットは便利ですが、フィッシングにワンクリック詐欺に引っかかったり、届いたメールの添付ファイルを不用意に開いてPCをフリーズさせられて身代金を請求されたり、Amazon services japanと名乗る不信なメールが1年前から頻繁に届くようになり、いつかまたブラックサイト等に騙されるのではと、恐れております。

ネットには、どんな陥穽が潜んでいるかわからない。馬齢を重ねて、どんどん罠に嵌りやすくなっているのは私だけか。



詐欺被害に遭ったホームページのトップ

日本土地家屋調査士会連合会北海道ブロック協議会 令和2年度（第51回）定時総会の報告



釧路土地家屋調査士会
理事 加納 芳郎

令和2年7月3日（金）午後4時から、函館国際ホテルにおいて、標記定時総会が開催されましたので、ご報告します。

当協議会は、連合会会則27条の規定に基づき、道内の4単位会（札幌、函館、旭川、釧路）によって組織され、各単位会相互の緊密な連絡・協調等を目的としています。事務所は札幌会に置かれ、定時総会の開催は基本的に札幌以外の3単位会が持ち回りで行っています。今回は函館会が担当でした。

全体の出席者数は29名。釧路会からの出席者は、丸尾会長、小泉副会長、松田副会長・日調連理事、前田副会長、坂下顧問、そして私の計6名でした。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、釧路会からの出席者数は6名以内に制限されました。また、例年総会に先立って行われる式典は行われず、札幌法務局長（管区）表彰受賞者（当会の受賞者：榎本彰会員）とブロック協議会長表彰受賞者（当会の受賞者：遠藤博文会員）は司会者から紹介されましたが、表彰式は行われませんでした。会場では、1卓1名とし、密集防止の対策がとられました。



北方享一会長の挨拶



神林健一事務局長の事業報告

総会次第は次のとおり。

議長に高本浩氏（函館会常任理事）が選出され、下記議案が原案どおり可決承認されました。

第1号議案「令和元年度事業報告並びに収支決算報告承認の件」

① 事業報告（抜粋）

1 職域の拡充

(1) 業務受託推進検討委員会（改称後 業務適正化推進委員会）による分離発注推進策の検討

2 各種研修会等の開催

- (1) 新人研修会の開催は今後検討
(2) 「ほっかいどう地図・境界シンポジウム2020」の開催は来場者及び関係者の感染防止のため中止
(3) その他 第14回特別研修は札幌会1名、旭川会3名が受講。8月23～25日、関東及び東北ブロックと合同で土地家屋調査士会館（東京）で開催。

② 収支決算報告（抜粋）

上記①2（1）、（2）の影響などで次期繰越金が4,364,726円となり、昨年と比べ168万円余りの増となった。

第2号議案「令和2年度事業計画案並びに収支予算案承認の件」

例年同様の事業計画案と収支予算案が承認された。



会場全景

オンライン申請のすすめ

釧路土地家屋調査士会 業務部



オンライン申請
やらなきゃいけないとは思うんだけど、設定や操作が面倒。
それに、あまりメリットも感じられないし...

えーっ、まだやってなかったんですか～ 信じられない...
以前のJavaを使っていた頃に比べ、環境設定は楽になったし、
申請用ソフトや署名ツールなど、使い勝手も良くなっている
んですよ。それに、メリットだって結構あるし...



メリットね...



- ・登記完了のお知らせが、すぐにメールで送られてきます。
- ・補正の際は、法務局に行かなくても、事務所のパソコンや、出先からノートパソコンでもできます。
- ・調査報告書、地積測量図、建物図面などは、PDFやXML・TIFデータで送信することで、プリントしなくても済み、経費の節減につながります。
- ・面倒な原本還付用の書類作成も、PDF化して電子署名すれば、コピーしていくつもゴム印・印鑑を押さなくてもOKです。
- ・登記事項証明書だって、オンライン申請で取得すれば安くなるし、申請は夜の9時までできるから、前の晩に準備しておくこともできます。

そしてね、昨年11月11日から調査士報告方式による申請方法も追加されて、委任状の原本提出や所有権証明書等の原本提示も省略できるようになったんです。
コンピュータ化されていない資料の収集など、法務局へ行かなければならないこともあるけど、登記申請が完全オンラインでできるようになりました。
申請方法の詳細は、昨年12月7日に開催された全体研修会の資料に載っていますよ。





う～ん、でも、
環境設定が...



まずは、土地家屋調査士の電子証明書を取得しましょうね。

ダウンロードの説明は、日調連会員のページ→オンライン申請関係（セコムパスポート for G-ID）に書かれています。以下はPCの環境設定の流れです。

1. オンライン申請関連ツール（旧バージョン）のアンインストール
 - ・ ICカードドライバ ・ 電子署名プラグインソフト（Signed PDF）
 - ・ XML署名ツール ・ ICカード検証ツール
2. 信頼済みサイトへの登録
 - <https://t-k-download.moj.go.jp/>
 - <https://touki-gw.moj.go.jp>
3. ポップアップブロック機能の設定
 - www.touki-kyoutakukyoutaku-net.moj.go.jp
4. 【Windows 8.1, 7, Vista】.NET Framework4.5.2又は.NET Framework4.6
【Windows 10】.NET Framework4.6 のインストール
 - <http://msdn.microsoft.com/ja-jp/vstudio/aa496123>
5. 政府共用認証局の自己署名証明書のインストール
 - <http://www.gpki.go.jp/apca2/APCA2Root.der>
6. 申請データ（XML文書）とInternet Explorerの関連付け
7. 申請者情報登録
 - <https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/index.html>
8. 申請用総合ソフトのインストール
 - <https://t-k-download.moj.go.jp/application/update/ShinseiyoSogoSoft.application>
9. Acrobat Reader DC のインストール
 - <https://get.adobe.com/jp/reader/otherversions/>
10. XML署名ツールのインストール
 - http://www.chosashi.or.jp/members_new/docs/online/xmlsign.zip



ご安心ください！

釧路土地家屋調査士会では、サポート担当者が、あなたの事務所に伺って、オンライン申請のための環境設定、各種ソフトの使い方をご指導いたします。詳細は事務局まで。



○×△□
#!?...

【オンライン申請のサポート窓口】

釧路土地家屋調査士会 0154-41-3463

オンライン申請サポート担当

中村 浩司 0155-62-2616

松田 整 090-9080-1545

《 会 の う ご き 》

自 令和2年2月～至 令和2年7月

月	日	主 要 事 項	開催場所	開催時間	備 考
2	2	受験ガイダンス（釧路支部管内）	釧路生涯学習センター	14:30～16:30	講師：日野日調連理事・野中日調連副会長・立石東京法経学院社長 本会6名
	5	調査士法違反実態調査 オホーツク支部	北 見 支 局	10:00～16:00	オホーツク支部7名
	9	受験ガイダンス（十勝支部管内）	と か ち プ ラ ザ	10:00～・13:00～	講師：河合・渡部尚・坂口 本会：丸尾・松田
	19	表示登記協議会	釧路地方法務局	14:00～17:00	丸尾・前田・榎本・小野寺・長岡・横山・河合・林原
3	11	常任理事会	各会場（WEB会議）	15:00～17:00	丸尾・小泉・前田・松田・野田・遠藤・加納・榎本・小野寺・横山
4	8	会計監査	事務局会議室	10:00～13:00	中村・阿部・丸尾・遠藤
	◇	常任理事会	各会場（WEB会議）	14:00～17:00	丸尾・小泉・前田・松田・野田・遠藤・加納・榎本・小野寺・横山
	22	第1回支部長会議	各支部会場	14:00～15:00	支部長3名 本会4名
	◇	第1回理事会	◇	15:00～17:00	役員14名 オブザーバー1名
	27	土地家屋調査士制度制定70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」担当者会同	加納事務所（WEB会議）	13:00～14:30	加納
5	14	綱紀委員会	事務局会議室	13:30～15:30	綱紀委員6名
	22	定時総会	釧路センチュリーキャッスルホテル	15:00～17:00	本人出席23名 委任状55名
	27	綱紀委員会	十 勝 管 内	13:15～13:40	綱紀委員3名
6	5	ブロック協議会役員会	旭川会会議室	14:30～17:30	丸尾・前田・松田
	9	綱紀委員会	事務局会議室	13:30～15:00	綱紀委員6名
	16	連合会定時総会	土地家屋調査士会館	10:00～18:00	丸尾会長・松田日調連理事
	17	オンラインサポート	河合事務所	14:00～15:00	河合（釧路支部1名をサポート）
	19	第2回支部長会議	十勝ガーデンズホテル	14:00～14:30	支部長3名 本会5名 オブザーバー1名
	◇	第2回理事会	◇	14:30～16:30	役員14名 オブザーバー1名
	◇	第1回注意勧告理事会	◇	16:30～18:00	委員6名 オブザーバー2名
	30	第2回注意勧告理事会	事務局会議室	13:00～15:00	委員6名
	◇	土地家屋調査士制度制定70周年記念事業「登記制度創造プロジェクト」打合せ	旧五十嵐邸（釧路市内）	16:00～17:00	理事5名 会員1名
7	3	ブロック協議会定時総会	函館国際ホテル	16:00～18:00	釧路会6名
	17	広報部会	事務局会議室	10:00～15:00	加納・長岡・毛利

《会 員 異 動》

異 動 な し

《会員数 令和2年7月1日現在 78名》

編 集 後 記

土地家屋調査士制度の設立認可が1950（S25）年11月13日。

今年は創設70周年の節目となります。

私はボケ防止として歌詞を正確に、唄を口ずさむようにしています。

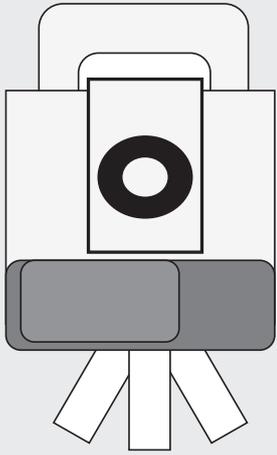
大阪万国博があった激動の1970（S45）年、創設20周年記念として『調査士の歌』が誕生しました。使命、公正、研鑽を高らかに謳い土地家屋調査士としての士気を鼓舞してくれます。

3節目の歌詞で“ともに学びともに生きて”人世のしあわせを構築していこうとする姿勢に人権尊重の日本国憲法理念の息吹が窺われ好ましく思いました♡。（毛利安男）

広 報 部 長 加納 芳郎

広報担当理事 長岡 秀和 毛利 安男





測量機器総合保険 (動産総合保険)のご案内

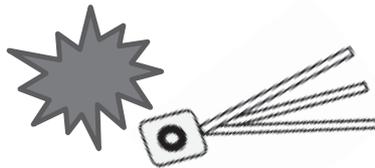
保険期間：2020年4月1日午後4時から1年間
(中途加入可能です。毎月20日締切の翌月1日開始となります。)

この機会に是非 ご検討ください!



お支払い例①

測量中誤って測量機器を
倒し壊れた



お支払い例②

保管中の測量機器が
火災にあい焼失した。



お支払い例③

測量機器を事務所、自宅に
保管中に盗難にあった。



※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットを下記までご請求願います。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166**
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 1-2-10 土地家屋調査士会館 6 階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692**
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台 3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

★登記官・土地家屋調査士必携!

事例式

表示登記申請マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

編集 表示登記申請実務研究会

代表 新井 克美 (元横浜地方法務局長・元公証人)

新日本法規オンライン

本書はオンライン書籍も発売しています。
年間利用料 本体価格12,000円+税



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,440頁
本体価格12,000円+税 送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

★近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容!

Q&A

表示登記実務マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

編集 表示登記制度実務研究会

代表 西本 孔昭 (日本土地家屋調査士会連合会顧問)

新日本法規オンライン

本書はオンライン書籍も発売しています。
年間利用料 本体価格12,000円+税



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,042頁
本体価格11,000円+税 送料実費

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

★土地家屋調査士のさらなる活躍のために!

これからの土地家屋調査士の 実務と課題

—境界紛争ゼロ宣言の実現を目指して—

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉 正和
公益財団法人 日弁連法務研究財団 理事長 鎌田 薫

著 相場 中行 (弁護士)

A5判・総頁294頁
本体価格3,200円+税
送料実費



★境界確定実務における盲点を解き明かす!

実務必携 境界確定の手引

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉 正和

共著 江口 滋 (土地家屋調査士)
岸田 庄司 (土地家屋調査士)
秋保 賢一 (弁護士)

A4判・総頁294頁
本体価格4,500円+税
送料実費



 新日本法規出版

 0120-089-339 受付時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail sapporo-eigyo@sn-hoki.co.jp



根抵当権 実務必携Q&A

設定・追加設定・元本確定・変更・処分・譲渡・仮登記・
抹消・相続・合併・会社分割

東京法務局町田出張所登記相談官 坪内秀一 著

2020年5月刊 A5判 780頁 本体7,800円+税



区分建物表示登記に関する事例と実務

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による
権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合規約、合意規約

伊藤直樹 監修

遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著

2019年12月刊 B5判 240頁 本体2,900円+税

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦



所有者の所在の把握が難しい 土地に関する探索・利活用のための ガイドライン 第3版

～所有者不明土地探索・利活用ガイドライン～

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会

2020年2月刊 B5判 364頁 本体2,300円+税

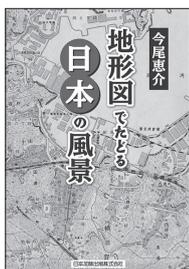
令和元年
12月公表の
内容を反映！



Q&A 所有者不明土地特措法・ 表題部所有者不明土地適正化法 の実務と登記

元・東京法務局城北出張所所長、元・甲府地方法務局首席登記官 後藤浩平 著

2020年3月刊 A5判 488頁 本体4,800円+税



地形図を楽しむためのヒント集！

地形図でたどる日本の風景

今尾恵介 著

2019年10月刊 四六判 188頁 本体1,600円+税

表示登記申請システム / CADシステム / 請求入金～決算処理システム

登記情報を一括請求→様々な書類に連携可能!

境界確認等の書類作成から、調査報告書、申請書まで一気に作成。
登記申請に至らない事件の管理も、専用の台帳で管理。

オンライン申請⇔書面申請は、チェックをON/OFFで切替!

連件順位も入力しておくことで連件申請としてデータを関連付け
するので、異なる法務局や別の連件データを一緒に送信可能。

調査士報告方式に対応!

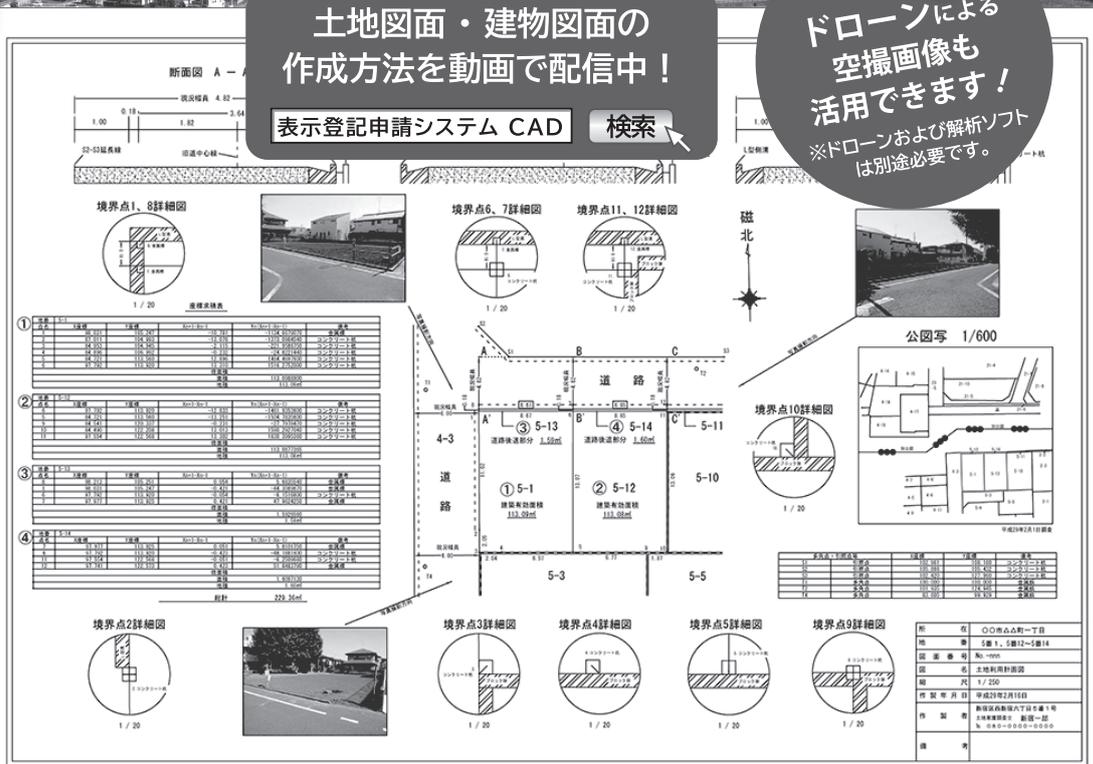


ドローンによる
空撮画像も
活用できます!
※ドローンおよび解析ソフト
は別途必要です。

書類を作り、
現場を管理し、
図面も描きます!

土地図面・建物図面の
作成方法を動画で配信中!

表示登記申請システム CAD 検索

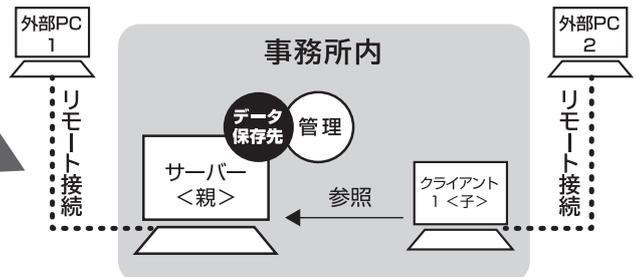


タイプA		タイプB		タイプC		タイプD		タイプE	
表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム + システム + 決済処理システム		表示登記 + CAD 申請システム + システム		表示登記申請システム		表示登記 + 請求入金 申請システム + 決済処理システム		請求入金 決済処理システム	
一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	
¥411,500	月額¥7,650	¥351,500	月額¥6,535	¥218,000	月額¥4,054	¥278,000	月額¥5,170	¥60,000	

多くのご要望にお応えして遂に実現!

外出先やご自宅から事務所のパソコンを操作できる
2in1 リモートアクセス

事務所に据え置かれているPCに、事務所外の別端末から
リモート接続して、事務所内のPCを操作することが可能です。



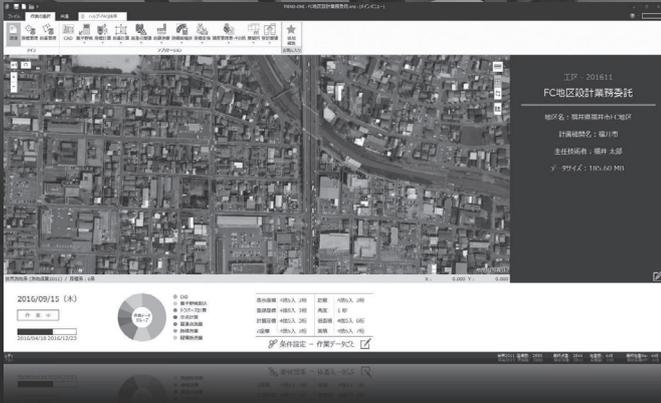
2in1 リモートアクセス	1リモートあたり ¥12,000/年間	設定費用	1リモートあたり ¥7,000
---------------	---------------------	------	-----------------

※表記の価格はすべて税抜き価格です。※別途、年間保守料金が必要です。

3次元の時代を迎え、 測量CADはいま、ONEへー



最新のデジタル環境で、 登記業務の効率化



マルチディスプレイ対応!

組み合わせ広がるマルチディスプレイ



「素図」と「詳細図」、「公図」と「実測図」のチェックや
基準点測量で、点検路線の精度比較など抜群の効率化を実現

各階平面図一新

数々の機能アップで、作成手数を削減



デジタル図面から建物形状入力も!

シンプル、メリハリ、見える“CAD”

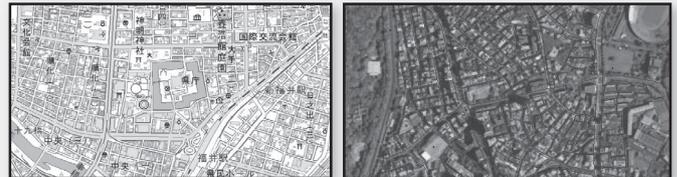
集約・洗練されたコマンド・プロパティバー



マウスの移動量約1/3(自社比)・目線移動も少なく快適作業

オープンデータの活用

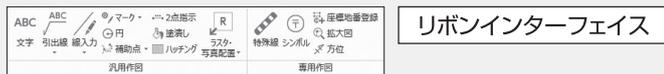
現場データを重ねて確実に・わかりやすく



地理院[標準地図]・[写真]等やストリートビュー活用!

使いやすさを追求したユーザーインターフェイス

“コマンドブレイン”・リボンインターフェイスで操作性向上!



リボンインターフェイス

コマンドブレイン



文字

シンボル

ラスタ写真
配置

一括配置・
位置図作成

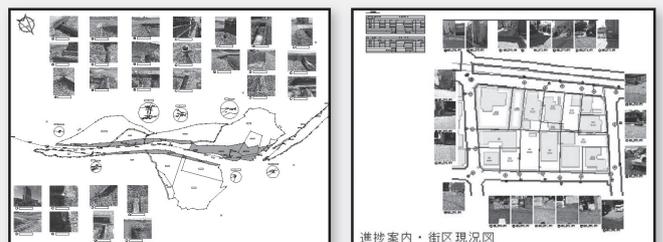
線入力

引出線

特許出願中

次に使用するコマンドを操作履歴から予測表示

ラスタ取扱い歴然の軽快感



大量の写真も手軽に。写真の活用で素早く位置図作成

福井コンピュータ株式会社

本社 / 〒910-0297 福井県坂井市丸岡町磯部福庄5-6

●お電話でのお問合せは【福井コンピュータグループ総合案内】



0570-039-291

●製品の詳しい情報、カタログのご請求は

福井コンピュータ

検索

<http://const.fukuicompu.co.jp>

新 最短合格講座



毎月1日
開講!
入学随時!

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習することが必要です。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

内堀 博夫
レクチャー 本学院専任講師

すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関しての調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面での学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績のもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえに、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

使用教材

学習補助教材	最新版 土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一式学習用教材	テキスト 合格ノート I 不動産登記法編(総論、表題部所有者、土地)	1冊
	テキスト 合格ノート II 不動産登記法編(建物、区分建物、申請書様式)	1冊
	テキスト 合格ノート III 改正民法	1冊
	テキスト 合格ノート IV 土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成(第六版) および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート I 土地 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート II 建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	テキスト 書式攻略ノート III 区分建物 / 答案用紙冊子(練習問題用)	各1冊
	新版 択一過去問マスター I (民法、土地家屋調査士、総論) (第六版)	1冊
問題集	新版 択一過去問マスター II (土地、建物、区分建物) (第六版)	1冊
	新版 書式過去問マスター I (土地) (第三版)	1冊
	新版 書式過去問マスター II (建物、区分建物) (第三版)	1冊
	問題編(択一式:5回/書式:3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
提出課題	解説編(各回別冊)	8冊
	本試験形式(問題編・解説編)	各1冊
実力確認テスト	DVD または ダウンロード(WMV) ファイル(約2時間30分/1巻)	全31巻
解説講義	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形(2枚))	1セット
作図器具	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、
特別減免学費で
お申込みできます。



学費
(10%税込)

土地家屋調査士
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円



その速さ、未だ健在。

The Trimble Surveying technology is last forever.

 Trimble

株式会社ニコン・トリンブル
www.nikon-trimble.co.jp

掲載の会社名、ロゴ、製品名、その他の商標等は、各社の商標または登録商標です。



Trimble S7/S5 Autolock Trimble S Series TotalStation

あなたが求める「速さ」とは何でしょう？

ターゲット追従スピード。測距スピード、そして再ロックまでのスピード。

このオートロックは、あなたが経験したことのない高い効率性をもたらします。

サーボ型トータルステーションの先駆者によるオートロックは、別次元。

世界の国土を測り続けてきたTrimbleは、測量作業の効率化を絶えず追求します。

— Trimbleのオートロックは唯一無二。

お問い合わせ先

 **Trimble**
AUTHORIZED DISTRIBUTOR

アイザック株式会社

〒065-0008

札幌市東区北8条東8丁目2番1号 八条ビル5F

TEL:011-733-3577 FAX:011-721-3233

URL:<http://www.aizax.com>

株式会社旭川システムサービス

〒078-8217

旭川市7条通19丁目左8号

TEL:0166-33-3900 FAX:0166-33-5201

URL:<http://asspythagoras.com>

